

# 2023 年度事業報告書

公益社団法人 日本複製権センター

## 1. 法人の概況

### (1) 2023 年度の活動

コロナ禍の影響から脱した 2023 年度は本格的な事業活動を展開した結果、使用料徴収額（入金ベース）は約 7.66 億円に達し、2022 年度に引き続いて過去最高を更新することができた。重点事業については、特に、国・地方公共団体の機関等に対するオンライン著作権セミナーを各地域の地方紙と連携のうえ、2023 年 7 月以降随時開催することで、契約の必要性をアピールした結果、JRRC 利用許諾契約のみならず、各新聞社のクリッピング契約の促進にも寄与することができた。

また、その他の重点事業についても後述のとおり取り組みを進めた結果、当初想定及びそれ以上の成果をあげることができた。

### (2) 委託管理事業管理概況（2024 年 3 月 31 日現在）

#### ①管理出版物数/管理著作物数、各構成団体及び個別委託者より委託されている出版物数及び著作物数

- ・ 一般社団法人学術著作権協会： 定期刊行物 2,708 点、書籍 3,506 点
- ・ 一般社団法人新聞著作権協議会： 66 社、97 紙
- ・ 日本著作者団体連合： 合計 15,057 名の著作者による著作物
- ・ 個別委託者からの委託著作物： 団体 78,300 点、個別出版者 22,293 点

#### ②契約者数

契約件数 2,657 件

グループ企業を含めた利用者数は 5,525 者

#### ③使用料徴収額（入金ベース）

使用料徴収額は 766,814,619 円（参考：2022 年度 700,179,772 円）

#### ④分配額

2023 年 9 月に分配した 2022 年度徴収に対する分配額は 538,470,625 円

（参考：2022 年 9 月分配額 466,612,176 円）

## 2. 事業の状況

### 【2023 年度事業計画の重点事業に対する取り組み】

#### (1) 使用料の徴収、利用許諾契約および管理委託等について

##### ①国・地方公共団体の機関等の官公庁に対する契約促進活動

2023 年度の活動については、まず同年 3～4 月に実施した新著協加盟地方紙向けアンケートの結果と連絡先を活用し、全地方紙と直接コンタクトのうえ、官公庁向けの著作権セミナー（契約促進セミナー）を 2023 年 7 月より開催し、対象地域の地方紙の参加協力を得た契約促進活動を展開中である。具体的には東北、四国、東海地域

で既に開催済となっており、中国地域も 2 月 21 日に開催済。2024 年秋までに首都圏、関西地域を含む全国での開催を完了予定（その後も継続開催予定）。

同セミナーは JRRC の契約促進に加え新聞のクリッピング契約の必要性をアピールするものであったが、開催後に JRRC、新聞社への契約に関する問合せや申し込みの動きが見られる。

また、2024 年度以降の取り組みに対する準備として、セミナー未実施地域の官公庁のデータ整備や東証上場企業（未契約者が多いスタンダード、グロース）のデータ整備を行い、DM 等による契約促進活動が行えるようにした。

## ②大規模利用者等対象とした使用料規程第 5 節契約への移行促進

契約手続きについて、電話、メール及び Web 会議システムを使用した個別説明会等により、JRRC との契約でできることについて問合せ者の属性に応じて説明する等、丁寧に対応に当たり、その促進を行った。また、ホームページを通じた広報（JRRC の契約で可能なことの説明や、契約者に対する契約内容の見える化）、第 2 節利用者に対して第 5 節への切り替えを勧めるなどの一連の対応を通年で実施した。

その結果、新規契約者の獲得と 5 節の切り替えの増（100 件超）などにより、2023 年度の使用料収入は、2024 年 1 月末現在で 7.5 億円を超過し、2022 年度比約 0.5 億円（2023 年度徴収目標額 6.9 億円に対しては 0.6 億円）の増額となった。

## ③使用料規程改正後のフォロー

2023 年 4 月 1 日付改定を予定どおり実施した。改定対象となった包括許諾契約・実額方式（「小規模企業：全従業員数が概ね 50 人以下」という制限を設ける変更）に関する既契約者等から問合せに丁寧に対応し、契約継続に努めた。

## ④次回使用料規程改正に向けた委託範囲の拡大や使用料の増額についての検討を開始

2025 年 4 月 1 日実施を目途とした使用料規程の改定につき、執行部及び事務局内で累次に亘り素案を検討のうえ、2024 年 1 月 15 日に第 1 回、同年 2 月 28 日には第 2 回使用料規程改正に関するワーキングチーム（WT）を開催し議論を深めた。

今後は 2024 年 12 月の文化庁届出を目標として、会員・関係団体及び利用者団体との意見交換や協議を含めた全体スケジュールの管理を適切に行っていく予定である。

## ⑤非一任型の管理方式に関する検討

非一任型の新規事業として地方紙向けのクリッピング契約代行業務について企画立案し、関心を示した新聞社に向けてプレゼンと協議を行ったところ、早期の委託を希望する新聞社があったため、非一任型約款等の整備を進め、第 1 号契約として岩手日報社より 2024 年度契約分からの委託を受け、2024 年 2 月より委託業務を開始した。2024 年度においても他の新聞社等からの受託を目指して取り組む予定。

使用料規程改正 WT においても議論にも含まれている各オプションのうち、非一任型での対応となるものについて、新著協等と実現に向けて継続協議する。

## ⑥海外の管理事業者との相互管理契約締結に向けた管理委託著作物 DB のアップデート

海外 RRO との契約協議継続中であり、具体的な DB の整備のあり方については、当該検討の進捗に応じて検討予定。

## (2) 使用料の分配

### ①新方式実態調査の改善と通年実施化

タブレットによる新方式実態調査のアプリケーションの小改修を実施し、現物確認集計作業の改善を図った。

### ②管理手数料低減に向けての取組

新基幹システム「諾」の運用を2023年2月から開始し、業務の効率化と省力化を図ることで得られた人的リソースを契約促進等に投入した。

また、昨年延期した官公庁向け契約促進（著作権セミナー開催）の実施等に伴いDM発送費用、広告宣伝費、システム改修費等の経費が前年に比べて増加したものの、各予算科目の経費執行状況を意識したメリハリのある予算管理により、管理手数料率は昨年を引き続き23%台となった。

## (3) 海外の管理事業者との相互管理契約

海外RRO<sup>1</sup>との双務協定締結に向けて、JRRCと関係団体とで継続して検討を進めるとともに、NLA<sup>2</sup>及びCCC<sup>3</sup>と一般社団法人新聞著作権協議会、日本経済新聞社との意見交換会を実施することなどを通じて、具体的な委託条件について海外RROとの協議を進めた。

## (4) 管理事業実施体制の強化

### ①事業実施体制及び労務環境、労働条件等改善を図るため、各種規程及び運用細則等の見直しを行い、事業のより一層の円滑化を図る。

新規採用者（退職者の後任）の早期戦力化を図るとともに、退職に伴い、一時的他職員が担当していた業務の分担をもとに戻すとともに、職員の特性に応じた業務分担の見直しも実施した。

### ②管理業務に関する新契約システムの開発を完了・運用開始するとともに、WEB契約システムの継続改修を実施し、基幹システムを置き換える。

また、委託システムについても2023年度下半期から改修に着手する。

基幹システムについては、WEB契約システムの改修を含む新契約システムの開発が完了したこと置き換えが完了した。

これにより、契約管理から入金管理までの業務を大幅に改善し、上述の官公庁向け著作権セミナー開催やクリッピング契約代行業務の実施が可能となった。

また、委託システムについても2023年度内に改修を完了させたことから、2024年度は改修に合わせた管理委託出版物のデータについても重複や登録漏れの有無を確認する等の精緻化を引き続き図っていく予定である。

---

<sup>1</sup> RRO: Reproduction Rights Organization。複製等に関する権利を集中管理する団体で、当該権利にかかる使用料の徴収と分配を主な事業とする。

<sup>2</sup> NLA: Newspaper Licensing Agency。イギリスの新聞社が集まり、ジャーナリズム活動を支援することを使命とした新聞社権利の管理団体。

<sup>3</sup> CCC: Copyright Clearance Center。米国における複製等にする権利の集中管理団体。

#### (5) 広報や著作権教育の充実

契約促進を図るため、2022年度の緊急改修に続き、ホームページの全面改定を実施する。また、メールマガジンについても引き続き積極的な配信を継続する。

また、上記1. ①及び②を踏まえ、これまでの紙ベースの広報手段に加えてSNS等ネット媒体を利用した、当センターの管理業務に関する広報を拡大する。

ホームページは全面改定には至っていないが、緊急的な小改修は適宜実施した。改定の検討段階で浮上したコンテンツについての改修点をピックアップし、契約、委託等の各担当が改修案を検討中。

他方、メールマガジンについては執筆者の円滑な変更を含めて予定通り配信した。

また、官公庁向けセミナーのフォローアップとして、プレゼンや告知記事の掲載に協力いただいた地方紙にセミナー後に広告掲載することにより、JRRCロゴの浸透を図るとともに、次回セミナーの告知や著作権の適法利用についての啓発も行った。

#### (6) 海外著作権関係補償金等分配機構（仮称：JARRD）の設立

SARTRAS 補償金に係る海外分配につき、一般社団法人学術著作権協会や他の関連団体とともに、2023年度早期に海外著作権関係補償金等分配機構（仮称）の設立に向けた取組を支援する。

一般社団法人学術著作権協会とともに、一般社団法人海外著作権関係補償金等分配支援機構（JSARRD）の設立に向けた準備を行い、2023年10月のJSARRD設立準備総会を経て、同年11月20日にJSARRDを設立することができた。

また、それ以降も、12月の臨時社員総会及び臨時理事会や、3月の通常理事会開催のための継続的な支援を行った。

#### (7) 学術関係補償金等管理センター（仮称）の設立支援

大学教員等の著作物に係る補償金の分配の仕組みの構築に向けて、前年度に引き続き当該補償金の分配を担う組織の設立に向けた取組を支援する。

2023年度においては特段の動きはなかった。

#### (8) SARTRAS や図書館等公衆送信補償金管理協会の設立・運営等への協力

引き続き SARTRAS の運営等に対して必要に応じて協力を行う。また、図書館等公衆送信補償金管理協会の各委員会およびワーキンググループにオブザーバー参加することなどを通じて、必要に応じて協力を行う。

必要に応じ側面支援を実施した。

#### 【2023年度事業計画の経常事業に対する取り組み】

1. 複製に係る権利行使の委託を受けた著作物の複製等の利用許諾、並びに同利用許諾に係る使用料の徴収、分配に関する事業を行う。

##### (1) 徴収

2023年度の徴収目標額を690,000千円とする。

第5節への移行促進及び新規契約等により、766,815千円に到達した。

##### (2) 分配

著作物複製利用許諾契約に基づく2022年度分使用料について、2023年3月理事会で

答申・決議される分配方法に基づき、2023年9月末迄に、各会員団体及び個別受託契約の契約先に分配する。

2023年9月に分配実施済（同年10月から開始したインボイス制度を考慮し、9月の理事会決議後速やかに分配金の振り込みを実施した）。

### ①複製使用料の徴収

2023年度における複製使用料徴収額は766,814,619円となり、予算690,000,000円に対して約76,000,000円の増収となった。

### ②複製使用料の分配

2022年度に徴収した使用料総額700,179,772円から、管理手数料を控除した538,470,625円を、2023年9月末に権利者団体及び個別委託者に分配した。

各権利者団体及び個別委託者への分配額は以下の通り。

・一般社団法人学術著作権協会	128,188,674円
・著作者団体連合	182,814,080円
・一般社団法人新聞著作権協議会	177,004,474円
・個別委託者合計	50,463,397円
合計	538,470,625円

## 2. 著作権思想の普及及び調査・研究に関する事業を行う。

### (1) 一般対象者及び利用者への著作権思想普及・啓発活動

#### ① JRRCの自主事業

#### ②文化庁、著作権情報センター等の普及事業への参加

著作権講座は5回開催（大阪工業大共催著作権講座を含む）。メールマガジンはI.5.のとおり。沖縄気象台向け著作権セミナーを開催。広告宣伝は上述の地方紙向けに加え、経団連タイムス、日本生産性新聞、日本事務機新聞へ広告を掲載。また、日本生産性新聞については、広告とのタイアップ記事「企業等のコンプライアンスと著作権保護」（川瀬理事長執筆）が掲載された。通年で問合せ対応を含めた著作権思想の普及に対応。

### (2) 国際的な活動への取り組み

IFRRO<sup>4</sup>年次総会やPDLN<sup>5</sup>総会等への参加、海外RRO（英国NLA、CLA<sup>6</sup>、米国CCC、仏国CFC<sup>7</sup>）との綿密なコンタクトを図るとともに、IFRRO、PDLN、WIPOが開催するセミナーへの定期的な参加を通じ、海外における生成AIへの対応や集中管理

<sup>4</sup> IFRRO： the International Federation of Reproduction Rights Organizations。世界複製権機構は、世界各国の複製権に関する権利を集中管理する団体（RRO）で構成される。現在、世界85ヶ国150以上の団体が加盟している。

<sup>5</sup> PDLN： Press Database Licensing Network。ヨーロッパの新聞発行者が集まり、Media MonitoringのためのLicensingとコンテンツ提供を行うことを目的として組織された。各国の集中管理団体（RRO）が会員となり、現在の加盟数は、世界23カ国27団体にのぼる。

<sup>6</sup> CLA： Copyright Licensing Agency。イギリスの著作者権利の管理団体、著作者および出版者権利の管理団体で、教育機関、民間、政公的機関に権利、ライセンス供与の対象。

<sup>7</sup> CFC: Centre Français d'exploitation du droit de Copie。仏国における複製等にする権利の集中管理団体。

のあり方等について、最新の動向を把握し、理事会での報告等を通じて関係各団体と共有を図った。

### 3. 不測の事態に対する事業継続のための取組

アフターコロナを考慮し、テレワークについては週1日を継続中。また、時差出勤も一部見直しのうえ継続し、オフピーク通勤が可能となるように配慮している。既存サーバーのメーカー保守サービスの終了を踏まえてクラウド化に移行するとともに、更新時期が到来したPCを軽量なものに順次入れ替えることにより、一層の環境整備を推進中。

### 4. その他

2024年3月5日に基幹システムのサイバーセキュリティの強化を目的とした監事監査を実施した結果、重大なセキュリティ上の問題はなかったものの、いくつかの改善点が示されたことから、2024年度も継続的に改善を図る予定。

事業における重要な事項は2023年度事業報告書に記載されており、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項<sup>8</sup>に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」は特に無いため、当該年度の附属明細書は作成していない。

以上

---

<sup>8</sup> 第34条「法第123条第2項の規定により作成すべき事業報告及びその附属明細書については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。」に『附属明細書』が規定されており、同条第3項にて「事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。」と規定されている。なお、第34条第1項冒頭の『法』は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」を指す。